別表六の二（十五）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15第２項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十一)を削る。

別表六の二(十三)付表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第２号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の二(十二)付表とし、同表の次に次の１表を加える。

別表六の二（十三）　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）		1	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (14)×(1)/(12)		2	
	取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「11」の合計）		3	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		4	
	税額控除限度額 ((3)－(4))×12/100＋(4)×6/100		5	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (15)×(1)/(13)	6	
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	7	
		法人税額基準額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8	
	当期税額控除可能額 ((5)と(8)のうち少ない金額)		9	
	調整前連結税額超過構成額 (17)×(9)/(16)		10	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9)－(10)		11	
各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）		12	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の(1)の合計）		13	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		14	
	総調整前連結税額基準額 (14)×20/100		15	
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）		16	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「7の⑬」）		17	
	法人税額の特別控除額の合計額 (16)－(17)		18	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）